

3 利用調整基準（選考基準）

利用調整を行うにあたり、選考会議を開催し、次の（1）基本指数表及び（2）調整指数表の合計指数の高い世帯の児童から優先順位を設定します。合計指数が同一点数で並ぶ場合は、（3）同一指数時の順位表により優先順位を設定します。

（1）基本指数表

事由	細目	保護者の状況	基本指数	
就労	就労日数等	月 20 日以上	10	
		月 18 日以上 20 日未満	9	
		月 16 日以上 18 日未満	8	
		月 14 日以上 18 日未満	7	
		月 14 日未満	6	
	就労時間等	月 160 時間以上	15	
		月 140 時間以上 160 時間未満	14	
		月 120 時間以上 140 時間未満	13	
		月 100 時間以上 120 時間未満	12	
		月 80 時間以上 100 時間未満	11	
		月 64 時間以上 80 時間未満	10	
妊娠出産	出産予定月の前後2か月以内		15	
保護者の疾病・障がい等	入院	入院1か月以上(予定も含む)	25	
		居宅	自宅療養中で常時臥床(医師の証明による)	25
	精神性疾患(本人は自立しているが保育が困難、医師の証明添付)		20	
	常時安静を要する場合(常時臥床を除く)		20	
	一般療養中(週3日以上)の通院を常態)		17	
	一般療養中(月4日以上、かつ週3日未満)の通院を常態)		15	
	一般療養中(月1~3日)の通院を常態)		14	
	その他		10	
	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A1・A2の交付を受けている。		25	
	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1の交付を受けている。	20		
身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2の交付を受けている。	15			
同居家族の介護看護等	居宅外	病院・施設等へ週5日以上の常時付き添い(最低4時間以上、土日除く)	20	
		病院・施設等へ週3日以上)の常時付き添い(最低4時間以上、土日除く)	15	
		上記以外(医師の証明による)	10	
	居宅	常時介護が必要な場合(要介護5・4・3)	20	
		身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A1・A2	20	
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B1	15	
		身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2	10	
		上記以外(医師の証明による)	10	
	家庭の災害復旧	災害復旧のために保育を必要とする場合		25
	求職活動	求職活動により保育を必要とする場合		15
就学等	就職に必要な技能習得のため学校、職業訓練施設等に通っている		※1	

虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合	25
育児休業中	育児休業取得中または育児休業と同等の場合で、すでに保育施設を利用している子どもの継続	15
その他	以上の保育が必要な事由に類するものとして市長が認める状態にある場合	10~25 ※2

※1は就労1に準ずる。 ※2は類する事由に準ずる。

(2) 調整指数表

区分	内容	調整指数
ひとり親家庭	祖父母と別居	+5
	祖父母と同居(敷地内別居を含む)	+2
生活保護世帯		+5
生活中心者の失業		+1
虐待・DV等		+5
障がい児	特別児童扶養手当を受給している児童がいる場合	+1
育児休業明け(育児休業と同等の場合を含む)	保護者が当該年度中に産後休暇又は育児休業等から復職する場合(2号認定)	+2
	保護者が当該年度中に産後休暇又は育児休業等から復職する場合(3号認定)	+1
きょうだいが入所中の場合		+5
きょうだいと同時に入所を希望する場合		+3
申込児童が第3子以降の場合		+1
すでに保育施設を利用しており、里帰り出産や病気等の理由で退園し、当初利用していた保育施設に再度入園を希望する場合		+15
管内の保育施設・認定こども園に従事することで、当該施設の受け入れ態勢に影響を与える場合		+15
小規模保育等卒園児	小規模保育事業、託児所、認可外保育施設等の卒園児童	+3
両親不存在		+5
父親又は母親が単身赴任している世帯		+2
父親又は母親が身体障がい者手帳1・2・3級、精神障がい者保健福祉手帳1・2・3級、療育手帳A1・A2・B1・B2を保持しており、申込要件が就労・就学の場合		+1
前年度申請したが、年度末時点で待機状態であった		+3
同居(近隣)の祖父母等の補完的な保育が可能(65歳以上又は就労・病気療養中の者は除く)		-3
申込児童以外の就学前児童を保護者(親族)が保育する場合(産後休暇中・育児休業中を除く)		-2
保育料を3か月以上滞納している世帯(卒園児を含む)	市や施設への相談なく滞納	-5
	上記以外で滞納(確約書等あり)	-2
その他、特別な支援を要する世帯		+1~10

※選考会議において申込状況・施設の受入状況等により、入所先の調整を行うことがあります。

(3) 同一指数時の順位表

1	①災害復旧 ②ひとり親家庭 ③生活保護世帯 ④保護者の病気・障がい ⑤就労 ⑥就学等 ⑦妊娠・出産 ⑧同居家族の介護看護 ⑨求職 ⑩育児休業中
2	きょうだいの在園の有無
3	就労日数
4	就労時間
5	申込児童が第3子以降の場合
6	子育て支援者となる親族等の有無
7	同一指数で、他に希望する園で空きがある場合と、他に希望する園で空きがない場合では後者を優先する。

※年度途中による転園については、就労先の変更及び転居等、特別な理由を除き、新規入園申込者の入園を優先させるものとする。

※広域入所については、阿蘇市内居住者における入所選考を優先し、受入児童数に余裕がある場合に入所受け入れを行うものとする。